平成２２年（フ）第８８４７号
東京都八王子市川口町1515―24
債務者　尾股　　仲
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８６７号
千葉県東金市西福俵15―12
債務者　三澤　京子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８７２号
東京都八王子市横山町18―７―1407
債務者　宮崎　輝美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８７５号
東京都武蔵野市境南町１丁目31―１
債務者　鈴木　　昭
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８７６号
東京都府中市清水が丘３丁目５―65―201
債務者　重道　正臣
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８７７号
東京都調布市深大寺東町１丁目27―12　第７深野コーポ102
債務者　池田奈穂こと　池　　尚恵
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８７８号
埼玉県戸田市美女木２丁目17―１　ファミール27―207
債務者　関根　修一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８７９号
埼玉県さいたま市北区櫛引町２丁目473―501
債務者　佐藤光帆子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８８１号
千葉県流山市流山字東谷941―１―201、住民票上の住所東京都あきる野市野辺1156―１―102
債務者　我那覇清澄
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８８２号
東京都世田谷区北烏山９丁目25―７　第１グリーンハイツ201
債務者　赤松　康郎
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８８３号
東京都世田谷区北烏山９丁目25―７　第１グリーンハイツ201
債務者　赤松　智子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８９３号
東京都世田谷区上用賀１丁目10―14―207
債務者　山崎　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８９５号
東京都府中市紅葉丘２丁目35―17
債務者　林田　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７３号
横浜市鶴見区岸谷２丁目19番32号
債務者　関　　久幸
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１３号
横浜市鶴見区上末吉５丁目１番13号　アネックス第二ハイム105号室
債務者　本舘　直子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５７号
横浜市都筑区荏田東１丁目１番56―301号
債務者　磯田　麻子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部